

京 都 大 学 事 務 組 織 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第 8 条 総務部に、次に掲げる課及び室を置く。 総務課</p> <p>職員課 人事企画課 事務改革推進室</p> <p>2 国立大学法人京都大学の組織に関する規程第 5 2 条第 3 項に定めるもののほか、前項の事務改革推進室に室長を置く。 (中 略) (センター)</p> <p>第 1 4 条 京都大学に、次に掲げるセンターを置く。 学生センター キャリアサポートセンター 競争的資金サポートセンター 国際交流サービスオフィス 広報センター 人事・共済事務センター 出納事務センター 契約・資産事務センター 施設サポートセンター 情報システム管理センター (中 略) (内部組織)</p> <p>第 1 6 条 <u>秘書・広報室及び監査室並びに</u>第 2 条から前条までに定める課等に、専門員、専門職員を必要数置く。 2 前項の室及び課等に主任を置くことができる。 3 前 2 項に定めるもののほか、室及び課等の内部組織については、当該室長又は課等の長が定める。 (中 略) (所掌事務等)</p> <p>第 2 7 条 <u>秘書・広報室及び監査室並びに</u>教育研究推進本部及び経営企画本部に置く課及び室並びにセンターにおける所掌事務及びその分掌は、総長が別に定める。 (後 略)</p>	<p>第 8 条 総務部に、次に掲げる課及び室を置く。 総務課 <u>広報課</u> 職員課 人事企画課 事務改革推進室</p> <p>2 (同 左)</p> <p>(センター)</p> <p>第 1 4 条 京都大学に、次に掲げるセンターを置く。 学生センター キャリアサポートセンター 競争的資金サポートセンター 国際交流サービスオフィス</p> <p>人事・共済事務センター 出納事務センター 契約・資産事務センター 施設サポートセンター 情報システム管理センター</p> <p>(内部組織)</p> <p>第 1 6 条 <u>監査室及び</u>第 2 条から前条までに定める課等に、専門員、専門職員を必要数置く。 2 } 3 } (同 左)</p> <p>(所掌事務等)</p> <p>第 2 7 条 <u>監査室並びに</u>教育研究推進本部及び経営企画本部に置く課及び室並びにセンターにおける所掌事務及びその分掌は、総長が別に定める。</p> <p>附 則 この規程は、平成 2 0 年 1 0 月 1 日から施行する。</p>